

(6) 小規模保育事業A型の設備等基準

項目	基準内容
1 児童福祉法に定める事業者の基準（社会福祉法人及び学校法人が設置者である場合を除く）	
経済的基礎	次の要件をいずれも満たすこと。 (1) 直近の会計年度において、地域型保育事業を経営する事業以外の事業含む当該地域型保育事業を行おうとする者全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。 (2) 債務超過の状態にないこと。 (3) 地域型保育事業を経営する事業に要するものと市長が認める費用の12分の1に相当する額を、安定性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有している（以下「安定的な形態で保有している」という。）こと。 (4) 不動産の貸与を受けて地域型保育事業を行う場合は、(3)の金額とは別に地域型保育事業所等の年間賃借料に相当する額を安定的な形態で保有していること。
社会的信望	児童福祉法に規定する欠格事由に該当しない他、市税等滞納がないこと、暴力団との関係がないこと等、社会的信望を有すること。
社会福祉事業に関する知識又は経験	次の要件を満たすこと。 (1) 利用定員が10人以上の小規模保育事業A型 次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たし、又はウに掲げる要件を満たすこと。 ア 実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者※であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。 イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。 ウ 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。 (2) (1)に該当しない小規模保育事業A型 (1)のア又はウに掲げる要件を満たすこと。 ※同等以上の能力を有すると認められる者とは次のいずれかに該当する者をいう。 - 公的機関等の実施する所長研修を受講した者 - 認可を受ける前日において現に存していた認可外保育施設の設置者については、実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、当該認可外保育施設において2年以上勤務した経験を有する者であり、かつ、認可を受ける1年以上以前から認可を受ける前日において当該認可外保育施設の実務を担当する幹部職員として従事している者
2 札幌市児童福祉法施行条例に定める定員の基準	
利用定員	6人～19人

項目		基準内容
3 札幌市児童福祉法施行条例に定める設備の基準		
保育室等	乳児室又はほふく室	0、1歳の児童数1人あたり3.3㎡以上の乳児室又はほふく室を設けること。
	保育室又は遊戯室	2歳の児童数1人あたり1.98㎡以上の保育室又は遊戯室を設けること。
	その他必置設備	調理設備及び便所を設けること。 ※ 食事の提供を外部搬入による場合であっても、加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要
屋外遊戯場		2歳以上の児童数1人あたり3.3㎡以上の屋外遊戯場を設けること。 ※市長が特に特に認めた場合に限り、近隣の都市公園をこれらに代えることができる。
建物構造等		保育室等を2階以上に設ける場合は、次の要件を満たすこと。 (1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 (2) 保育室等を設ける階数に応じ、札幌市児童福祉法施行条例に規定する避難設備等の要件を満たすこと。
4 札幌市児童福祉法施行条例に定める運営の基準		
職員	保育士	保育士2人（うち1人は非常勤で可）に加え、利用児童数に応じて次のとおり (1) 0歳の利用児童数3人につき保育士1人以上 (2) 1、2歳の利用児童数6人につき保育士1人以上 保育標準時間認定子どもが利用する場合は、上記に加え非常勤保育士1人以上 ※ 保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
	調理員	調理員1人（非常勤可）以上 ※ 調理業務を委託する場合は、調理員の配置は不要（ただし、栄養士又は管理栄養士を1人以上配置すること。） ※ 食事の提供を外部搬入による場合は、調理員の配置は不要
	事務職員	事務職員1人（非常勤可）以上
	嘱託医	嘱託医と嘱託歯科医とを各1人以上
	食事	原則、自園調理（事業所の調理設備により調理し、食事を提供すること） ※ 一定の要件を満たす場合に外部搬入を認める。
連携施設		①保育内容の支援 ②代替保育 ③卒園後の受け皿 の各機能について連携施設を確保すること。 ※ ①、③については、令和2年3月末日まで確保しないことができる。（経過措置延長予定）